

平成 22 年 9 月 1 日

損害保険契約者保護機構

1 損害保険契約者保護機構について

「損害保険契約者保護機構」は、1998 年 12 月に保険業法に基づき設立されました。損害保険会社全社の加入が義務づけられており、破綻損害保険会社の契約移転における資金援助等により、損害保険契約者の保護を図ることを目的としています。

2 損害保険契約者保護機構による補償について

● 保険金の取扱い

加入している保険会社が破綻した場合、海外旅行保険の保険金は、破綻後 3 ヶ月間は全額、3 ヶ月経過後は 80%まで補償されます。

● 解約返戻金の取扱い

加入している保険会社が破綻した場合、解約返戻金については、原則として 80%の補償割合で保護されます。

※ 破綻保険会社等の財産状況により上記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。